

松江市告示第 190 号

松江市特産物生産・消費拡大推進事業等補助金交付要綱（平成 17 年松江市告示第 196 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(補助の対象等) 第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、 補助金の <u>交付対象</u> である事務又は事業 の内容、補助金の交付の率又は金額、補助 事業者の範囲及び終期は、次の表のとおり とし、予算の範囲内で交付するものとする。		(補助の対象等) 第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、 補助金の <u>交付の対象</u> である事務又は事業 の内容、補助金の交付の率又は金額、補助 事業者の範囲及び終期は、次の表のとおり とし、予算の範囲内で交付するものとする。	
略		略	
終期	<u>令和5年3月31日</u>	終期	<u>令和4年3月31日</u>

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。